千寿の里 愛保育園　重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園が利用者に対し説明すべき内容は次のとおりです。

１．施設運営主体

名　　称	社会福祉法人　千寿会
所　在　地	岐阜県瑞浪市西小田町3丁目221番地
電　話　番　号	0572-66-1030
代 表 者 氏 名	理事長　原　正昭

２．利用施設

施 設 の 種 類	認可保育園			
施 設 の 名 称	千寿の里 愛保育園			
施設の所在地	岐阜県瑞浪市山田町1040番地の2			
連　絡　先	Tel：0572-66-2511　　Fax：0572-68-0535			
管　理　者	園長　木股 秀樹			
対　象　児　童	児童福祉法及び、子ども・子育て支援法の規定による保育を必要とする小学校就学前の子ども			
利　用　定　員	３歳以上児	１～２歳児	０歳児	計
	15人	28人	7人	50人
開 設 年 月 日	平成24年4月1日			

３．保育理念　基本方針　目指す子どもの姿

≪保育理念≫

（1）小さな世界を飛び出して思いっきり冒険しよう

（2）自分らしく未来に向かって羽ばたく人になろう

≪基本方針≫

（1）自然と豊かな活動の中で五感を磨き人間性を持ち自分を表現できる子を育みます

（2）子ども主体の保育を通し、早期の非認知能力を形成させます

≪目指す子どもの姿≫

（1）豊かな心、豊かな表現力、豊かな感性、豊かで丈夫な子

（2）異年齢での活動を通し、思いやりの気持ちが持てる子

（3）独立心、協調性、我慢強さが育ち自発的に行動できる子

４．施設・設備等の概要

（1）施　設

敷　　地	敷地面積	2,250㎡	※駐車場含	
園　　舎	建築規模	S造：地上2階建	延床面積	518.17㎡

（2）主な設備

設備	乳児室	保育室※ほふく室含	遊戯室	調理室※配膳室含	事務室
部　屋　数	1室	2室	1室	1室	2室
面　　積	31.6㎡	167.0㎡	73.8㎡	29.7㎡	31.1㎡

５．職員状況

（１）職員数及び職務内容　　令和８年４月１日現在

職種	雇用形態	員数	職務内容
園　　長	常勤	1人	保育園の管理運営を統括します。
主任保育士	常勤	1人以上	園長の補佐を行う。苦情の受付及び、保育現場の統括を行う。
保　育　士	常勤・非常勤	12人以上	保育計画に基づく保育の提供、家庭との連絡等の業務を行います。
栄　養　士	常勤・非常勤	1人以上	給食事務の管理、書類の作成。献立に基づく調理業務を行う。
調　理　員	常勤・非常勤	1人以上	献立に基づく調理業務を行う。

（２）勤務体制

職種	勤務体系
園長・主任・保育士・栄養士・調理員	月曜～日曜　６：３０～２１：００

※上記時間の範囲で８時間（正規職員の場合）の勤務を行います。
園児の登園に合わせ、ローテーションにより勤務日及び勤務時間帯は異なります。
また、職務などその他都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

６．保育を提供する日及び時間

（１）保育を提供する日

月曜日から日曜日

4/1～4/3、8/12～8/14、3/23～3/31は希望保育となります。

土曜日、日曜日、祝日、12/29～1/3は休日保育となります。

暴風警報等の気象状況や感染症発生時、園児の利用がない場合は休園となることがあります。

（２）保育を提供する時間

2・3号認定（標準時間）	7時30分から18時30分までの範囲内で保育を必要とする時間
2・3号認定（短時間）	8時30分から16時30分までの範囲内で保育を必要とする時間

（３）時間外保育（延長保育）　※要申請

保育標準時間認定①	6時30分～7時30分、19時30分～21時までの範囲内で保育を必要とする時間
保育標準時間認定②	18時30分から19時30分までの範囲内で保育を必要とする時間
保育短時間認定	7時30分から8時30分まで、16時30分から18時30分までの範囲内で保育を必要とする時間

※ 保育提供時間は原則として8時間、最長で11時間となります。

７．提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、
以下の保育、その他の便宜の提供を行います。

≪保育及び時間外保育≫

上記６に記載する時間における保育の提供

①年間行事

入園式（新入園児）、こいのぼり会、保育参観、七夕会、プール・水遊び
夏祭り会、夕涼み会（年中児、年長児）、運動会、遠足、発表会、クリスマス会、節分会
ひな祭り会、卒園式（年長児）

②定例活動

園外保育、身体測定、避難訓練、防犯訓練、交通安全指導、誕生日会、内科健診、歯科健診
歯科指導、同法人施設交流会

８．食事の提供

（１）食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢区分	午前間食	昼食	午後間食	備考
０　～　２　歳　児	9時45分頃	11時15分頃	15時頃	※19時頃 間食 （延長保育利用園児対象）
３　～　５　歳　児		11時30分頃	15時頃	

※献立表は毎月別途お知らせします。

（２）アレルギー対応

アレルギーがある場合、申請書・生活管理指導表・血液検査の結果を提出してください。

その内容に基づき、保護者と相談の上、対応（除去食・代替食、弁当持参など）します。

９．利用料金

（１）特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）及び延長保育料

世帯の市民税額等に応じ、市が定める保育料、延長保育料をお支払いいただきます。

詳細については、保育園へお問合せください。

（２）保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

（１）に掲げる保育料等のほか、次に掲げる費用を徴収します。

項目	使途・目的	金額
給食費（主食費、副食費）	給食費（3歳以上児）	無料

※給食費（5,300円）に関しては、瑞浪市特定教育・保育施設等給食費無償化事業の対象となります。

１０．利用の開始及び終了に関する事項

（１）利用の開始（入園）

当園を利用するにあたっては次の手続きが必要となります。

①「施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書(入園申込書）兼 児童台帳」に就労証明書など必要書類を添付し、市役所に提出してください。

②市が保育の必要性に応じた利用調整を行い、その結果により利用決定通知が交付された後、利用が可能となります。

（２）退園・変更等

①退園をされる場合は、速やかに「退園届」に必要事項を記載し、園又は市役所に提出してください。

②入園の際の提出書類等に変更が生じた場合、「変更申請（届出）書」を提出してください。

（３）利用の終了

以下の場合には当園における保育の提供を終了します。

①園児が小学校の就学始期に達したとき

②園児の保護者が、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

③園児が集団生活に堪えられないと認められるとき

④園長の指示に従わないとき

⑤その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

１１．嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

	内科医	歯科医
医療機関の名称	広瀬クリニック	サン歯科
所在地	瑞浪市穂並	瑞浪市日吉町

１２．緊急時の対応及び非常災害対策

（１）緊急時の対応

緊急時の対応	園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合 ①救急車を要請、搬送 ②保護者の指定する緊急連絡先等へ速やかに連絡
対応設備	ＡＥＤ・防犯カメラ・非常通報装置
防犯訓練	隔月１回防犯の訓練を実施

（２）非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める消防計画書により対応
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、ガス漏れ報知機、非常通報装置、消火器、 発電機、カーテン・敷物等の防炎処理
避難・消火訓練	毎月１回避難を実施。消火訓練は別に定める消防計画書に準じ実施

１３．要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	受付担当者　　主任　　水野 文乃 責任者　　園長　　木股 秀樹 ※　担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	※　窓口を設置し、苦情に対して必要な対応を致します。 第三者委員の連絡先は保育園に掲示してあります。

１４．虐待の防止

職員による園児への虐待防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施等必要な措置を講じるものとします。

１５．守秘義務及び個人情報の取扱いについて

個人情報は、必要最小限の範囲で個人情報の提供又は使用をすることがあります。

（１）個人情報の提供

①小学校への円滑な移行・接続のため、入学される小学校との間で情報共有するとき。
　また保育所児童要録を送付するとき

②緊急時において、病院その他関係機関に対し、必要な情報提供を行うとき

③支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なとき

④転園等の際に保育の引継ぎ等を行うとき

（２）個人情報の使用

①市町村が認定した世帯所得に基づく保育料等の情報

②提出された資料による子ども及び世帯の情報

１６．当園におけるその他の留意事項

登　　降　　園	登降園は保護者が責任を持って送迎してください。 また、送迎の方が代理のときは必ず前もってご連絡ください。 欠席される場合は早めにご連絡ください。
投　　薬	当園では原則的に投薬は行いません。
感　　染　　症	学校において予防すべき感染症に罹患した場合は、登園の際に医師の診断書が必要となります。
喫　　煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想及び信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

１７．その他

この重要事項説明書に定めるものの他、園及び利用にあたっての詳細な留意事項等については、別途、市の保育所等入所申込案内及び入園のしおりにおいて提示するものとします。

また、適宜プリントや掲示板、配信などによりお知らせしますのでご確認ください。